



令和3年12月15日

子育て支援課

18歳以下の子どもへ現金で10万円を
給付する方針です（年内に一括）

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、本市では、早期かつ効果的に支援を届け、子どもの健やかな成長を支えるため、年内に現金10万円を一括で給付する方針です。

- 1 対象者 対象児童を養育する保護者で、前年の所得が児童手当法による児童手当の支給対象となる金額と同等のかた
- 2 対象児童 ①令和3年9月分の児童手当の支給対象児童等
②平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童
③令和3年10月1日以降、令和4年3月31日までに出生した新生児
- 3 支給方法 ①の対象児童等は、申請不要で年内に給付します。
②③の対象児童は、申請が必要です。
- 4 支給金額 対象児童1人につき10万円
- 5 支給時期 令和3年12月27日（月）に一括で給付
（※ただし、②③の対象児童は順次）